

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	公的年金業務等に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

厚生労働省は、公的年金業務等における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

公的年金業務等に関する事務については、厚生労働省が財政責任・管理運営責任を負いつつ、一連の業務運営は厚生年金保険法、国民年金法等に基づき日本年金機構が行うこととされており、厚生労働省が保有する公的年金業務等に係るシステムや特定個人情報ファイルを取り扱う全ての事務を行う日本年金機構も同様の措置を講じることとする。

評価実施機関名

厚生労働大臣

公表日

平成29年2月22日

[平成28年1月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	<p>公的年金業務等に関する事務</p> <p>公的年金業務等に関する事務については、厚生労働省が財政責任・管理運営責任を負いつつ、一連の業務運営は厚生年金保険法、国民年金法等に基づき日本年金機構(以下「機構」という。)が行うこととされており、機構は厚生労働省が保有する公的年金業務等に係るシステムや特定個人情報ファイルを取り扱う全ての事務を行っている。</p> <p>そのため、特定個人情報ファイルの取扱いの実態やリスク対策の具体的な内容については機構が把握しており、特定個人情報ファイルの概要や特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策等については機構におけるものを記載している。</p> <p>I. 公的年金業務 機構は、政府が管掌する公的年金制度(厚生年金保険及び国民年金)に関する業務に関して、適用事業所及び被保険者に係る適用、保険料徴収、給付、記録照会・年金相談等の事務を行っている。 ※ 全国健康保険協会(以下「協会けんぽ」という。)が管掌する事業所及び被保険者の適用並びに保険料徴収の事務についても、法令に基づき併せて行っている。</p> <p>1. 適用事業所及び被保険者の適用事務 適用事業所の適用、被保険者資格の取得・喪失、標準報酬月額の設定・変更情報の管理に係る事務を行う。</p> <p>2. 保険料の徴収事務 保険料を算定し、事業主又は被保険者へ告知し、保険料徴収等の事務を行う。</p> <p>3. 給付事務 年金受給権者からの請求に基づき老齢、遺族、障害の年金を決定し、定期的に年金受給権者に年金の支払を行う。年金の支払に当たっては、所得税法に基づく税の源泉徴収や地方税、介護保険料等の特別徴収などの付随する事務を行う。</p> <p>4. 記録照会・年金相談事務 被保険者や年金受給権者の加入記録や保険料納付記録など機構が管理している記録の照会や年金相談をされた場合の回答・対応を行う。</p> <p>II. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 上記の公的年金業務を行うに当たり、社会保障・税番号制度導入に伴い、平成28年11月から特定個人情報ファイルを取り扱う事務は、以下のとおりである。</p> <p>1. 個人番号と基礎年金番号の対応関係を記録管理する事務 (1) 住民票コードによる個人番号の登録 ①【平成28年11月～12月(初期創成)】 平成28年11月～12月の間、機構が保有している住民票コードにより、地方公共団体情報システム機構に個人番号を照会し、入手した個人番号と基礎年金番号の紐付けを行う(初期創成)。 ②【平成29年1月～(20歳到達に伴う基礎年金番号新規付番者等)】 平成29年1月以降、20歳到達に伴う基礎年金番号新規付番者等について、住民票コードにより地方公共団体情報システム機構に個人番号を照会し、入手した個人番号と基礎年金番号の紐付けを行う。 (2) 個人番号等登録届、年金受給権者の現況届、裁定請求書等(氏名変更届等の諸変更届を含む。) (以下「個人番号等登録届等」という。)による個人番号の登録 平成29年1月から、個人番号の収録を行うため、初期創成において個人番号と基礎年金番号が紐付かなかった被保険者、年金受給権者等(以下「未収録者」という。)について、「個人番号等登録届」を新たに設けて年金事務所等の窓口を設置し、年金相談時等において当該届け書の提出を求めるほか届出の利便性を図るため、機構ホームページから当該届け書をダウンロードできるようにする。また、年金受給権者が提出する現況届、裁定請求書等に個人番号記載欄を設け、これらの届出の際に未収録者から個人番号の提供を受ける。これら、未収録者から提出された個人番号等登録届等を基に、地方公共団体情報システム機構に氏名、生年月日等の基本情報により個人番号を照会し、入手した個人番号と基礎年金番号の紐付けを行う。 (3) 個人番号の登録勧奨の通知 未収録者へ個人番号の登録勧奨を実施する。 (4) 「ねんきんネット」による個人番号収録状況の通知 平成29年1月以降、被保険者、年金受給権者等へ個人番号の収録状況をねんきんネットの画面で通知する。 (5) 基礎年金番号等データ収録 個人番号管理ファイルの創成時等に既存のシステムから被保険者・年金受給権者等の基礎年金番号、氏名、生年月日、住所等の情報を受領し、特定個人情報ファイルを作成する。</p>
②事務の概要	<p>2. 個人番号による年金の相談・照会業務【平成29年1月～】 平成29年1月の個人番号の利用開始にあわせ、被保険者や年金受給権者等が、個人番号を使用して加入記録や保険料納付記録などの照会や年金相談ができるようにするとともに、その回答・対応を行う。</p> <p>3. 協会けんぽへの紐付情報の提供【平成29年2月～】 平成28年11月～12月の初期創成及び平成29年1月以降の20歳到達等に伴う基礎年金番号新規付番者に係る個人番号と基礎年金番号の紐付情報のうち、協会けんぽの被保険者に係るものについて、平成29年2月以降、協会けんぽに電子媒体で提供する。</p>

	<p>4. 税関係業務</p> <p>(1) 扶養親族等申告書の登録 年金からの所得税の源泉徴収に必要な扶養親族等の情報を取得するため、年金受給権者から本人及び扶養親族等の個人番号を記載した扶養親族等申告書を提出させ、システムへ登録を行う。</p> <p>(2) 公的年金等の源泉徴収票発行事務 税務署に提出する公的年金等の源泉徴収票について、平成29年分以降の「公的年金等の源泉徴収票」に、個人番号を記載する(受給権者本人へ交付する源泉徴収票には個人番号を記載しない。)</p> <p>(3) 公的年金等支払報告書の報告事務 市区町村に報告する公的年金等支払報告書について、平成29年分以降、個人番号を記載して一般社団法人地方税電子化協議会(以下「地方税電子化協議会」という。)を通じて市区町村に送付する。</p> <p>(4) 年金からの住民税の特別徴収に係る事務【平成29年4月～】 年金所得から個人住民税を特別徴収する事務において、市区町村との間の情報交換に用いる通知に個人番号を記載する。</p> <p>(5) 年金からの住民税の特別徴収に係る事務(国家公務員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団(以下「2共済」という。)) 2共済から受領した住民税特別徴収対象者の情報に基づき、住民税の特別徴収対象となる年金の優先順位を決定し、市区町村へ報告を行う。その後、市区町村から受領する住民税特別徴収額情報を2共済へ提供する。</p> <p>(6) 年金からの住民税の特別徴収に係る事務(特別徴収の停止等) 市区町村から受領した住民税特別徴収停止額情報の2共済への提供、2共済の住民税特別徴収停止等処理結果の受領、住民税特別徴収停止等処理を行い、2共済分も含め住民税特別徴収停止等処理結果を市区町村へ報告する。</p> <p>(7) 源泉徴収サブシステムへの個人番号紐付情報の収録 住民税等の源泉徴収関係事務を実施するため、源泉徴収関係事務を行うシステムに記録される特定個人情報について定期的に情報を最新化する。</p> <p>5. 被用者年金の一元化に伴う届け書の受付、回付業務 厚生年金保険法に基づき、年金受給に関する各種届け書は、機構、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団(以下「3共済」という。)においてワンストップサービス※を行うこととしており、他の実施機関で処理が必要な届け書を受け付けた実施機関は、届け書を画像化し、専用線を通じて当該他の実施機関に電子回付する。 ※:年金請求者・年金受給権者が機構や3共済に複数の年金を同時請求する場合は、機構又は他の3共済へ個人番号が記載された届け書や画像化したファイル(片方又は両方)を転送する。</p> <p>○年金業務における番号制度対応のスケジュール 機構においては、今後、一部の手続について届出省略を図るほか、事業主、被保険者、年金受給権者等からの申請・届出の手続については個人番号を用いることで、添付書類の省略を図ることとしており、これに向けてシステム改修を2段階で実施する計画をしている。具体的には、まず、①一次対応として、平成29年1月の個人番号の利用開始にあわせ、個人番号の収録及び相談・照会業務に対応する機能を構築することとしており、次いで、②二次対応として、今後、個人番号を用いた申請・届出や国の機関及び地方公共団体等との情報連携に対応する機能を構築することとしている。 (平成29年1月【注1】)個人番号の収録の開始、個人番号による照会・相談対応の開始 (時期未定【注2】)個人番号を用いた申請・届出の開始、添付書類の一部省略開始、一部の手続の届出省略開始、国の機関及び地方公共団体等との情報連携開始 【注1】機構の個人番号の利用は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)附則第3条の2第1項の規定により、政令で定めるまでの間停止されていたが、平成28年11月11日に当該政令が公布され、同月13日から利用停止が解除された。 【注2】機構と国の機関及び地方公共団体等との情報連携は、番号法附則第3条の2第2項の規定により、平成29年11月30日までの間で政令で定める日までの間、停止されている。</p>
③システムの名称	個人番号管理サブシステム、社会保険オンラインシステム(年金給付システム)
2. 特定個人情報ファイル名	
<p>1. 個人番号管理ファイル ※個人番号管理サブシステムにおいて、被保険者・年金受給権者等の基礎年金番号、住民票コード、氏名、生年月日、住所等基本情報、基礎年金番号と個人番号の紐付情報、及び基礎年金番号に紐付いて取得した個人番号を含むデータを指す。</p> <p>2. 源泉徴収情報ファイル ※年金給付システム(源泉徴収サブシステム)において、源泉徴収票の交付に必要な情報、年金から地方税の特別徴収を実施するに当たり、市区町村(地方税電子化協議会を含む。)、2共済との情報のやりとりを実施する際に必要となる情報、年金受給権者、扶養親族等の基礎年金番号、個人番号、氏名等の情報、個人番号サブシステムから受領した個人番号と基礎年金番号の紐付情報を含むデータを指す。</p> <p>3. 届け書画像ファイル ※被用者年金一元化に伴うワンストップサービスで受け付けた届け書データを3共済に電子回付するため、スキャンし画像化したPDFファイルを含むデータを指す。</p>	

3. 個人番号の利用		
法令上の根拠	1. 番号法 ・第9条(利用範囲) ・別表第1 項番1、3、24、31、60、66、74、83、86、87、88、90、95 2. 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号) ・第30条の9(国の機関等への本人確認情報の提供) ・別表第1 項番72、72の3、73の3、74、75、76、77、77の7、77の9、77の10、77の11、77の12、77の13、77の14 3. 所得税法(昭和40年法律第3号) ・第203条の2、第203条の3、第204条の4、第203条の5、第226条 ・所得税法施行規則 第77条の3、第77条の4、第94条の2 4. 地方税法(昭和25年法律第226号) ・第45条の3の3、第317条の3の3、第317条の6、第321条の7の2、第321条の7の3、第321条の7の4、第321条の7の5、附則第35条の5 ・地方税法施行令第48条の9の16 ・地方税法施行規則 第2条の3の5、第2条の3の6 5. 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号) ・第100条の3の2	
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[実施しない]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	—	
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	厚生労働省年金局事業企画課	
②所属長	厚生労働省年金局事業企画課長 岩井 勝弘	
6. 他の評価実施機関		
日本年金機構		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	厚生労働省大臣官房総務課情報公開文書室 100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2中央合同庁舎第5号館 03-5253-1111	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	厚生労働省年金局事業企画課 100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2中央合同庁舎第5号館 03-5253-1111	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成29年2月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成29年2月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月22日	「I 1. ②事務の概要」	平成27年10月から12月の間、初期創成を行う旨を記載	平成28年11月から12月の間、初期創成を行う旨を記載	事後	個人番号の利用開始日の変更に伴う時点修正であるため、重要な変更にあたらない
平成28年12月22日	「I 1. ②事務の概要」	平成28年1月から、20歳到達に伴う基礎年金番号新規付番者等の個人番号を登録する旨を記載	平成29年1月から、20歳到達に伴う基礎年金番号新規付番者等の個人番号を登録する旨を記載	事前	個人番号の利用開始日の変更に伴う時点修正であるため、重要な変更にあたらない
平成28年12月22日	「I 1. ②事務の概要」	平成28年1月から、個人番号登録届(仮称)を使用して個人番号を登録する旨を記載	平成29年1月から、個人番号等登録届、年金受給者の現況届及び裁定請求書等(氏名変更届等の諸変更届を含む。)(以下「個人番号等登録届等」という。)を使用して個人番号を登録する旨を記載	事前	個人番号の利用開始日の変更に伴う時点修正であるため、重要な変更にあたらない
平成28年12月22日	「I 1. ②事務の概要」	記載なし	未収録者に対して、個人番号の登録勧奨を実施する旨を記載	事前	個人番号の利用開始日の変更に伴う時点修正であるため、重要な変更にあたらない
平成28年12月22日	「I 1. ②事務の概要」	平成28年4月から、被保険者、年金受給者等へ個人番号の収録状況を通知する旨を記載	平成29年1月以降、被保険者、年金受給者等へ個人番号の収録状況をねんきんネットの画面で通知する旨を記載	事前	個人番号の利用開始日の変更に伴う時点修正であるため、重要な変更にあたらない
平成28年12月22日	「I 1. ②事務の概要」	平成28年1月から、個人番号を利用開始する旨を記載	平成29年1月から、個人番号を利用開始する旨を記載	事前	個人番号の利用開始日の変更に伴う時点修正であるため、重要な変更にあたらない
平成29年2月6日	「I 1. ②事務の概要」等 評価書全般	記載なし	協会けんぽへの紐付け情報の提供を行う旨を記載	事前	特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたるため、評価の再実施を行う。
平成29年2月6日	「I 1. ②事務の概要」等 評価書全般	記載なし	税関係業務を行う旨を記載	事前	特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたるため、評価の再実施を行う。
平成29年2月6日	「I 1. ②事務の概要」等 評価書全般	記載なし	被用者年金一元化に伴う届け書の受付、回付業務を行う旨を記載	事前	特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたるため、評価の再実施を行う。